

(参考) 地番・不動産番号・住所等のデータの整備・オープン化の状況

公的主体の保有データ

項目		現状	今後予定されているオープンデータ化関連の施策の方向性
土地	不動産番号	・登記情報システムにおいて管理 ⇒ 登記事項証明書：登記所窓口交付又は郵送交付 登記情報（電子）：登記情報提供サービスで閲覧	・ <u>地番及びその地図情報、不動産番号</u> については、 <u>ベース・レジストリに指定</u> されている（内閣官房IT総合戦略室「ベース・レジストリの指定について」令和3年5月）。 <u>その整備の実現に向けて、デジタル庁ほか関係省庁にて、各種情報の連携の在り方等について検討中。</u> ・ <u>地図情報</u> について、法務省は、 <u>令和3年度までに登記所備付地図データ（※）の提供を可能とすること</u> とされている（「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）・「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日閣議決定））。 <u>（※）地図データに「地番」を含むことも検討中。</u>
	所在・地番 地図情報 （不動産登記）	・地図情報システムにおいて管理 ⇒ （地番を含む）地図証明書：登記所窓口交付又は郵送交付 （地番を含む）地図情報（電子）：登記情報提供サービスで閲覧	
建物	不動産番号	・登記情報システムにおいて管理 ※留意点は土地の不動産番号と同じ	・上記同様、 <u>住所（町字）及びその地図情報、不動産番号</u> については、 <u>ベース・レジストリに指定</u> されている（内閣官房IT総合戦略室「ベース・レジストリの指定について」令和3年5月）。 <u>その整備の実現に向けて、デジタル庁ほか関係省庁にて、各種情報の連携の在り方等について検討中。</u> ・ <u>住所のうち、住居番号（号）までの詳細な住所データは、電子国土基本図「住居表示住所」にて、（正確な位置ではなく）想定される位置</u> についての情報が <u>保持</u> されている。
	所在・家屋番号		
	住所（町字）	・国土地理院電子国土基本図にて、無償かつ比較的容易に、二次利用が容易な電子データ形式での取得や、まとめて一括での取得が可能	
	建物ポリゴン		
	住所（号まで）	・全国を網羅しているデータは未整備	

(参考) 地番・不動産番号・住所等のデータの整備・オープン化の状況

民間主体の保有データの例 (サービス例)

会社・製品名		搭載情報	更新頻度	特徴
(株)ゼンリン	ブルーマップデータベース	地番、建物ポリゴン、公図番号、公図界等 ※カバーエリア：約500市区町村	年1回 (23区)	<ul style="list-style-type: none"> ・公図・都市計画情報をデータベース化 ・建物に住所・名称等の属性情報を保持
	住宅地図データベース	住所 (号まで)、建物ポリゴン、住所ポリゴン (街区まで) ※カバーエリア：全市区町村 (北方領土を除く1,741市区町村)	1～6年に1回 ※市区町村単位	
NTTインフラ ネット(株)	GEOSPACE 地番地図	地番・地番ポリゴン ※カバーエリア： 全国の住居表示地区の約99%を網羅 (695市区町村) 東京23区は全域整備	(変化情報に応じて計画的に更新)	<ul style="list-style-type: none"> ・公図から筆界をベクトル化、地番を格納 ・地番から地図・住所検索が可能 ・都市計画基本図、地図上情報レベル2500航空写真等を原点資料として整備
	GEOSPACE 電子地図	住所 (号まで)・建物ポリゴン、住所ポリゴン (小字まで) 等 ※カバーエリア：全国 (一部島嶼部は詳細図の収録対象外)		

(参考) 地番等に係る個人情報保護規制関係の議論

- ベース・レジストリの整備を進めるに当たり、土地・地図情報の整備に当たって重要な情報の1つである「地番」について、関係機関において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）に基づく取扱いについて整理を行った、「公的情報基盤（ベース・レジストリ）の整備に向けた「地番」情報の取扱いについて」が公表された。

＜参考＞ 公的情報基盤（ベース・レジストリ）の整備に向けた「地番」情報の取扱いについて（令和3年8月27日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室・内閣官房地理空間情報活用推進室・総務省・法務省・農林水産省・個人情報保護委員会事務局・内閣府規制改革推進室） 抜粋

1. 個人情報該当性について

(1) 行個法における整理

「地番」は、それ単体では特定の個人を識別することはできないものの、不動産登記情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することが可能であることから、少なくとも「地番」や「地番」が含まれる「地図」の情報を保有する行政機関が当該「地番」と不動産登記情報とを照合可能な状態で保有している場合には、当該「地番」情報は、行個法第2条第2項の「個人情報」及び同条第5項の「保有個人情報」に該当すると解される。

(2) 個人情報保護法における整理

「地番」は、それ単体では特定の個人を識別することはできないものの、「地番」情報を保有する者において、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合には、「地番」情報及び当該「他の情報」による情報全体として同法第2条第1項の「個人情報」に該当する。
なお、「地番」と他の情報とを組み合わせた情報全体として「個人情報」に該当するか否かについては、いかなる情報を「地番」に組み合わせているかに応じ、個別の事例ごとに判断することとなる。

- 令和3年度中の公開を予定している登記所備付地図データについては、法務省において、毎年、全国分の地図データをXML形式でG空間情報センター（※）を介して一般に公開することが予定されている（上記のベース・レジストリの整備に当たっての検討の結果を踏まえつつ、「地番」を併せて提供することも検討中。）。（※）（一社）社会基盤情報流通推進協議会が運用を行っているもの。

- 民間主体が法務省の公開するデータから得た地番等を第三者に提供する場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）への抵触の問題が生じうる。